

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第199号

令和4年3月16日

証拠品事務規定の一部を改正する訓令の運用上の留意事項について（通達）

クロスボウの所持の禁止等を規定した銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行に伴い、法務省の証拠品事務規定（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令）の一部が改正され、この度、クロスボウに関する事務処理手続き等が法務省から警察庁に通知された。

その趣旨及び運用上の留意事項については、別添「証拠品事務規定の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）」の発出について（通達）」（令和4年3月1日付け警察庁丁保発第39号）のとおりであるので、各所属にあっては、事務処理上誤りのないようされたい。

※ 警察庁通達「証拠品事務規定の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）」の発出について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。